被扶養者認定に必要な提出書類一覧表

※義務教育とは、中学卒業の年の3/31までになります

扶養する家族の状況			提出／添付書類	証明するところ	同一世帯でなくてもよい人								同一世帯が条件の人				備考
					配偶者	父母	子 中学卒業以上の人	子 義務教育	弟・妹 中学卒業以上の人	弟・妹 義務教育	祖父母	兄姉	甥・姪 中学卒業以上の人	甥・姪 義務教育	義父母	叔父・叔母	
全員必ず提出する書類		健保専用書類	被扶養者異動届	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲申請理由が出生の場合は必要なし。出生以外は必ず提出。
			被扶養者現況届	—	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	
		親族・同一世帯等が証明されるもの	世帯全員分の住民票 注意：続柄等すべて記載のもの	市区町村	★	★	★	★	★	★	★	★	○	○	○	○	★同居の場合は必ず提出。別居の場合は別居先の家族世帯全員分の住民票と戸籍謄本（抄本）を提出。 ・発行日から、3か月以内の書類を提出（状況により、再度最新版の提出を求める場合あり）
		過去1年以上無職無収入の人	所得金額0円の所得証明書（記載省略なしのもの）※1	市区町村	○	○	○		○		○	○	○		○	○	発行日から、3か月以内の書類を提出（状況により、再度最新版の提出を求める場合あり）
		過去1年以内に収入があった人	所得証明書	市区町村	○	○	○		○		○	○	○		○	○	
該当する場合に提出する書類	生計維持関係が証明されるもの	退職後1年以内または、所得証明書に収入記載がある人	社会保険に加入していた人	健康保険資格喪失証明書	前勤務先または前健康保険組合	○	○	○		○		○	○	○		○	○	
			社会保険に未加入だった人	以下の書類のいずれかを提出 ☆退職時源泉徴収票(写) ☆離職票1・2(写) ☆退職証明書（公務員の場合は辞令） ☆退職日が記載している証明書	前勤務先	○	○	○		○		○	○	○		○	○	
			失業給付の受給が終了した人	「支給終了印」のある雇用保険受給資格者証(写)	公共職業安定所	○	○	○		○		○	○	○		○	○	
			失業給付の受給期間を延長する人	受給期間延長通知書(写)※2	公共職業安定所	○	○	○		○		○	○	○		○	○	
		パート・アルバイト等就労している人		・当組合指定の雇用契約内容証明願（原本）	勤務先	○	○	○		○		○	○	○		○	○	
				・雇用契約書(写) （勤務形態や時給等、金額が推測できる雇用契約書）	勤務先	○	○	○		○		○	○	○		○	○	
				・以下の書類のいずれかを提出 ☆直近3ヶ月分の給与明細書(写) ☆給与見込証明書（1年間分）	勤務先	○	○	○		○		○	○	○		○	○	
		個人事業／不動産所得のある人		直近3年分の経費明細（収支内訳書）を含む確定申告書(写)	税務署	○	○	○		○		○	○	○		○	○	
		個人事業を廃業した人		個人事業の廃業届出書(写)	税務署	○	○	○		○		○	○	○		○	○	
		60歳以上の人	年金受給中の人	最近の年金・恩給振込通知書(写)または年金裁定通知書(写)	日本年金機構等	○	○	○		○		○	○	○		○	○	会社独自の年金も含め、障害・遺族・共済等、受給しているもの全て。
			年金受給中以外の人	年金見込額照会回答書または 年金見込額試算情報結果［全頁］(写)	日本年金機構等	○	○	○		○		○	○	○		○	○	
		出産手当金を受給終了した人		出産手当金支給決定通知書(写)	前健康保険組合等	○	○	○		○		○	○	○		○	○	
		傷病手当金を受給終了した人		傷病手当金法定期間受給満了通知書(写)と傷病手当金支給決定通知書(写) 注意：第1回目～受給終了（1年6ヶ月分）までの全ての通知書(写)を提出	前健康保険組合等	○	○	○		○		○	○	○		○	○	
		別居の人		直近3ヶ月分の振込伝票(写)または 現金書留(写)	金融機関	○	○	○		○		○	○					別居間もない場合は、開始月1か月分提出。後日追加提出。 学生、単身赴任による別居（配偶者と子のみ）の場合は不要。
	親族・同一世帯等が証明されるもの		外国籍の人	世帯全員分の住民票 注意：続柄等すべて記載のもの	市区町村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	発行日から、3か月以内の書類を提出（状況により、再度最新版の提出を求める場合あり）
			養子縁組	世帯全員分の戸籍抄本（謄本）と世帯全員分の住民票 注意：続柄等すべて記載のもの	市区町村			○	○									
	障害者			・障害者手帳(写) ・最近の年金・恩給振込通知書(写)または年金裁定通知書(写)	・市区町村 ・日本年金機構等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	中学卒業以上の学生			在学証明書	学校法人	○		○		○			○	○				
	扶養する家族が、退職した会社の健康保険組合に任意継続被保険者（本人）として加入をしていた人			任意継続資格喪失証明書	前健康保険組合	○	○	○		○		○	○	○		○	○	

※1 市区町村によって「所得証明書」の呼称が異なります。
なお、市区町村より「所得証明書」が交付できないと回答があった場合のみ、記載省略がない「非課税証明書」を提出してください。
所得金額欄に0円等の数字記載がないものは、受理することができませんので、市区町村に確認の上、理由を記入してください。

※2 失業手当の受給期間延長申請中のため、「受給期間延長通知書(写)」をすぐに提出できない人は、一旦必要書類を提出してください。
後日、受給期間の延長が決定されたら「受給期間延長通知書(写)」を必ず提出してください。未提出の場合、被扶養者認定資格が取り消しになることもあります。

◆ 必要に応じて、証明書類の追加をお願いする場合があります。
◆ 被扶養者全員分の添付書類が揃い、収入要件等の確認ができるまでは、認定審査ができませんので、予めご了承ください。
◆ 被扶養者の認定日は、「被扶養者異動届」と「被扶養者現況届」、「被扶養者認定に必要な提出書類」を5日以内に提出することが困難と認められる場合を除き、原則として届出により被扶養者資格を健康保険組合が確認した日となります。
◆ 孫、内縁関係にある配偶者を扶養する場合は、健康保険組合までお問い合わせください。
◆ 外国籍の人の住民票は在留資格を申請し交付されるまで数ヶ月かかるため、在留資格、在留期間、国籍・地域、在留期間等の満了日、在留カード等の番号等すべて表示されるのか市区町村にご確認の上、すべて記載されているものを健康保険組合に提出してください。

【R6.12】